



# 旬報 ゆうすい

人と自然が織りなす芸術のまち 心豊かで伸びゆく美しいまち

目次	担当	ページ
霧島アートの森アートスタッフ（臨時職員）の募集	商工観光 PR 課	1
蜜蜂飼育届の提出	産業振興課	2
高病原性鳥インフルエンザ防疫対策に伴う消石灰の配布	産業振興課	2
火入れ許可の申請	産業振興課	2
納税相談窓口の時間延長	住民税務課	3
帯状疱疹ワクチン予防接種	健康増進課	3
歯周病検診の実施	健康増進課	4
高齢者インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種	健康増進課	4
お口元気歯ッピー健診の実施	健康増進課	5
湧水町高校生等就学支援事業補助金の申請	健康増進課	5
冬のボランティア体験活動の開催	長寿福祉課	6
無料法律相談の開催	総務課	6
タクシー利用券による助成制度	企画財政課	6

## 霧島アートの森アートスタッフ(臨時職員)の募集

(商工観光 PR 課)

県文化振興財団では、次のとおり霧島アートの森に勤務するアートスタッフ（臨時職員）を募集しています。

**【職種】** (契約)事務補助員

**【応募資格】** ① 高等学校卒業程度の学力を有する者 ② 普通自動車免許を有する者

**【採用人数】** 1名

**【勤務内容】** ① 勤務時間：8：30～17：00

② 休暇：週休2日制（土日・祝日の勤務有り）

③ 業務内容：入園者受付・作品監視・業務補助等

④ 勤務地：霧島アートの森

**【雇用期間】** 令和8年1月3日～令和8年3月31日（契約更新の可能性有り）

※3か月間の試用期間有り

**【賃金】** 日額：7,695円（翌月7日払い），通勤手当有り

**【保険制度】** 雇用保険，社会保険制度有り

**【申込方法】** お問い合わせください。

**【申込締切】** 12月17日（水）

**【問合せ先】** 公益財団法人鹿児島県文化振興財団 霧島アートの森

〒899-6201 湧水町木場6340番地220 ☎74-5945（跡上）

※詳細は、お問い合わせください。

## 蜜蜂飼育届の提出

(産業振興課)

養蜂振興法に基づき、蜜蜂の飼育を行う全ての方は、毎年1月末までに蜜蜂飼育届を提出する必要があります。

つきましては、鹿児島県のホームページ（養蜂に関する情報）や産業振興課に提出様式がありますので、必要事項を記入のうえ、提出してください。（趣味飼育者、飼育予定者も含みます。）

蜜蜂飼育届は、養蜂振興法第3条第1項の規定に基づくもので、蜜蜂の飼育をされている方は、必ず提出してください。違反すると養蜂振興法第14条の規定により10万円以下の過料が課せられる場合があります。

詳しくは、次の提出先及び問合せ先にお問い合わせください。

※蜜蜂飼育届に記載された内容は、適正な蜂群配置調整等を行うために利用する場合があります。また、トラブルを未然に防ぐため、事前に飼育場所の近隣住民の理解を得るようお願いします。

**【提出期限】** 令和8年1月30日（金）

**【提出・問合せ先】** 栗野庁舎 産業振興課 畜産係 ☎74-3111（内線2251）  
姶良伊佐地域振興局農政普及課 畜産振興係 ☎63-8157

## 高病原性鳥インフルエンザ防疫対策に伴う消石灰の配布

(産業振興課)

県内で野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました。

そこで、防疫対策として鳥類を飼養されている方に対し、次の日程で消毒用に消石灰を配布しますので、事前にご連絡をお願いします。

※鳥類を飼養されている方は、防鳥ネットの設置や消石灰等による消毒を行い、侵入防止対策を徹底してください。

※飼っている鳥類に異常があった場合や死亡野鳥等を発見された場合は、直接触れず、役場産業振興課にご連絡ください。

**【配布場所】** 栗野庁舎 産業振興課  
吉松庁舎 地域総務課

**【配布期限】** 12月26日（金）まで

**【連絡・問合せ先】** 栗野庁舎 産業振興課 畜産係 ☎74-3111（内線2251）

## 火入れ許可の申請

(産業振興課)

野外焼却（野焼き）は、一部を除き禁止されています。例外的に認められている野外焼却の一つとして、「火入れ」と呼ばれる農林業を営む上で必要な雑草等の焼却があります。

**【火入れ許可申請】**

- 森林法により、10日前までに火入許可申請書を提出しなければなりません。

**【対象となるもの】**

- 森林または土地で、伐採後の地拵え、害虫駆除等を目的に火入れをする場合。

**【注意事項】**

- 他人の土地や建物に延焼するがないよう、十分注意してください。  
(火入れが線路敷きまで延焼し、列車が止まる事象が町外で発生しています。)
- 日没2時間前までに終了するようにしてください。

**【申請・問合せ先】** 栗野庁舎 産業振興課 ☎74-3111（内線2250）

## 納税相談窓口の時間延長

(住民税務課)

都合により、役場開庁時間内に来庁できない方々を対象に、個人住民税、固定資産税、国民健康保険税の納付等について、次のとおり納税相談窓口の延長を実施します。

納税相談等がある方は、原則納税義務者が納税相談にお越しください。なお、都合により納税義務者が相談に来庁できない場合、代理人が納税相談を行うことも可能ですが、その際は納税義務者からの委任状が必要になります。

※納税相談に際し生活状況等を聞き取りさせていただく場合もあります。

※相談窓口時間延長日以外でも事前に連絡をいただければ時間を延長して対応できる場合があります。

**【日 時】** 12月11日（木）、18日（木）、25日（木）  
毎回 17:30～20:00

**【場 所】** 津水町役場 栗野庁舎 住民税務課

**【問合せ先】** 栗野庁舎 住民税務課 管理収納係 ☎74-3111（内線2143）

## 帯状疱疹ワクチン予防接種

(健康増進課)

今年度より予防接種法に基づき帯状疱疹ワクチンの予防接種を実施しています。対象の方へは4月下旬に予診票等を送付しております。帯状疱疹ワクチンには、1回接種の生ワクチンと2回接種の組換えワクチンの2種類があり、その効果と持続期間、副反応などの特徴が異なります。

2回接種の組換えワクチンの接種を希望される方は、1回目の接種から2か月以上の間隔を空けて2回目の接種が必要となりますので、2回目の接種が年度内に間に合うよう1回目の接種を早めに済ませてください。

なお、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症予防接種との接種間隔に制限はありません。

- 【対象者】**
- ① 令和7年度中に65歳になる方
  - ② 令和7年度から5年間の経過措置として70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方
  - ③ 令和7年度に限り、100歳以上の方
  - ④ 60歳から64歳までの方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

**【実施期間】** 令和8年3月31日（火）まで

**【接種回数・自己負担額】**

ワクチンの種類	生ワクチン	組換えワクチン
接種費用	8,620円	21,800円
町助成分	4,600円	11,620円
自己負担額	4,020円	10,180円
接種回数（助成回数）	1回	2回

※組換えワクチンを接種する場合、助成対象となるのは実施期間内に接種した場合に限られます。

※津水町・姶良市・霧島市以外の医療機関で接種を受ける場合は、医療機関が定めた接種費用から町助成分を差し引いた差額を、医療機関の窓口でお支払いください。

**【留意事項】** 接種を希望する方は、必ず事前に医療機関に電話で予約をしてください。

県外で接種をご希望の方は、事前に健康増進課までご連絡ください。

**【問合せ先】** 栗野庁舎 健康増進課 ☎74-3111（内線2103）

## 歯周病検診の実施

(健康増進課)

今年度、20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳になる方を対象に、歯周病検診の受診費用の全額助成を行います。歯周病は全身の健康に悪影響を及ぼし、成人が歯を失う原因として最も多い病気です。対象者へは検診票等を送付しておりますので、町内歯科医院で受診してください。

なお、歯周病検診の受診は、こころもからだも一生元気ポイントアップ事業のポイント付与対象となりますので、歯やお口の健康づくりのために、今年度対象でない方もこの機会に検診を受けられることをお勧めします。

**【対象者】** 今年度、20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳になる方

**【実施期間】** 令和8年1月31日(土)まで

**【検査内容】** アンケートによる問診、お口の健康状態のチェック、検診結果に基づく保健指導

**【持ち物】** 歯科検診票、歯周病アンケート票、資格確認書もしくはマイナ保険証等、口腔機能検査票(70歳の方のみ)

**【その他】** 事前に歯科医院に予約をしてから受診してください。

**【問合せ先】** 栗野庁舎 健康増進課 ☎74-3111(内線2103)

## 高齢者インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症 予防接種

(健康増進課)

令和7年度高齢者インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種を実施しています。対象の方へは、9月下旬に予診票等を送付しておりますので、接種を希望される方は期間内に接種してください。

**【対象者】** ① 町内に住所を有する方で、65歳以上の方

② 町内に住所を有する方で、60歳以上65歳未満の方のうち、心臓、腎臓、呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害のある方

**【実施期間】** 令和8年1月31日(土)まで

**【自己負担額】**

予防接種の種類	インフルエンザ	新型コロナ
接種費用	3,760円	15,300円
町助成分	2,080円	8,500円
自己負担額	1,680円	6,800円

※湧水町・姶良市・霧島市以外の医療機関で接種を受ける場合は、医療機関が定めた接種費用から町助成分を差し引いた差額を、医療機関の窓口でお支払いください。

**【留意事項】** 接種を希望する方は、必ず事前に医療機関に電話で予約をしてください。  
県外で接種をご希望の方は、事前に健康増進課までご連絡ください。

**【問合せ先】** 栗野庁舎 健康増進課 ☎74-3111(内線2103)

## お口元気歯ツピー健診の実施

(健康増進課)

鹿児島県後期高齢者医療広域連合では、今年度、76歳・78歳・80歳になる後期高齢者医療の被保険者を対象に、口腔健診（お口元気歯ツピー健診）を実施しています。対象の方へは6月に鹿児島県後期高齢者医療広域連合から受診券（オレンジ色の封筒）をお送りしています。事前に鹿児島県内の協力歯科医療機関にご自分で予約をしてから受診してください。※一部実施しない歯科医療機関があります。

**【対象者】** 今年度、76歳、78歳、80歳になる後期高齢者医療被保険者

**【実施期間】** 令和8年1月31日（土）まで

**【内容】**

- ・問診
- ・口腔内検査：むし歯・歯周病、入れ歯の適合状況など
- ・口腔機能検査：飲み込み、咀しゃく力検査など

**【健診費用】** 無料（上記以外の検査や治療に要する処置に関しては、自己負担が発生します。）

**【その他】** 受診券がお手元にない場合などは、鹿児島県後期高齢者医療広域連合へお問い合わせください。

**【問合せ先】** 鹿児島県後期高齢者医療広域連合業務課 保健事業班 ☎099-206-1329  
栗野庁舎 健康増進課 ☎74-3111（内線2100）

次回 旬報発行日 **12月16日（火）**

## 湧水町高校生等就学支援事業補助金の申請 (健康増進課)

湧水町では、高等学校等へ就学する生徒の保護者に対し、就学に伴う通学及び寮費等に要する経費の一部を補助することにより保護者負担の軽減及び定住促進を図ることを目的に、湧水町高校生等就学支援事業補助金の交付を行っています。

次の事項に留意のうえ、対象者は、申請をお願いします。

**【補助対象者】** 高等学校等に就学する生徒の保護者で、11月1日現在において町内に住所を有する者

**【補助金額】** 補助対象生徒1名につき、30,000円

**【受付期間】** 令和8年1月20日（火）まで

**※受付期間終了後の申請は受け付けできませんので、早めの申請をお願いします。**

**【申請書類等】** ① 学生手帳の写し又は在学する高等学校発行の在学証明書

② 振込を希望される保護者名義の通帳の写し

※申請書及び請求書は、栗野庁舎 健康増進課に準備してあります。

また、町の公式HPから、申請書をダウンロードすることができます。

**【問合せ先】** 栗野庁舎 健康増進課 ☎74-3111（内線2101）

## 手洗い・うがいで しっかり予防！！

～インフルエンザや感染症への対策として手洗い・うがいを忘れずに～

## 冬のボランティア体験活動の開催

(長寿福祉課)

社会福祉協議会では、ボランティア育成事業の一環として、冬休み期間中の小中学生を対象に、次のとおり、冬のボランティア体験活動を実施します。

この機会に、ぜひご参加ください。

<b>【日 時】</b>	12月20日(土) 9:30~12:30
<b>【場 所】</b>	シルバーケアセンター
<b>【対 象 者】</b>	小学3年生~中学3年生(定員15名)
<b>【内 容】</b>	絵てがみ作り、高齢者の疑似体験等
<b>【申込締切】</b>	12月12日(金)まで
<b>【申込方法】</b>	申込用紙(学校にて配布)を記入の上、次のいずれかへ提出してください。
<b>【申 込 先】</b>	① シルバーケアセンター(湧水町川西3079-2 ☎75-2200) ② よしまつふれあいの家(湧水町中津川447-4 ☎75-2811) ③ いきいきセンターくりの郷(湧水町米永411-1 ☎54-1699)
<b>【問合せ先】</b>	湧水町社会福祉協議会 ☎75-2200

## 無料法律相談の開催

(総務課)

社会福祉協議会では、次のとおり県弁護士会の弁護士による無料法律相談を実施します。相談は無料で、秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

<b>【日 時】</b>	12月16日(火) <u>13:30~16:30</u>
<b>【場 所】</b>	いきいきセンターくりの郷
<b>【相談申込】</b>	① 混雑をさけるため、事前予約制とします。希望される方は、 12月11日(木)の15:00までに社会福祉協議会へご連絡ください。 予約が多い場合は相談をお断りする場合もありますので、予め ご了承ください。 ② 相談が30分を経過した場合は、終了となります。
<b>【相 談 料】</b>	無料
<b>【相 談 員】</b>	県弁護士会所属弁護士
<b>【申込・問合せ先】</b>	湧水町社会福祉協議会 ☎75-2200

## タクシー利用券による助成制度

(企画財政課)

高齢者等で交通手段に不便を感じている方への移動支援として、タクシー利用券による助成制度を実施しています。希望される方は、お申し込みください。

<b>【助成対象者】</b>	湧水町在住で、住民登録があり町税等の滞納のない人で次のいずれかに該当する方
	① 65歳以上の方 ② 上記以外の運転免許証返納者や病気等の理由で町長が特に認める方
<b>【助 成 額】</b>	タクシー利用料金の約7割
	※ただし、助成額の上限は1回の乗車につき2,000円
<b>【交付限度枚数】</b>	・タクシー利用券は、年度間72枚を限度に申請月に応じて交付 ・令和5年4月からの運転免許証返納者へは、年度間24枚を限度に申請月に応じて追加して交付(優遇期間2年度)
<b>【利用可能区間】</b>	湧水町内(町外からの移動や町外への移動には利用できません。)
<b>【申 込 先】</b>	栗野庁舎 企画財政課 または 吉松庁舎 地域総務課
<b>【問 合 せ 先】</b>	栗野庁舎 企画財政課 ☎74-3111(内線2262)